

## 子どもがいない若い夫婦の調停離婚

## 男女トラブル

## 事案の概要

30代 女性 会社員

夫の酒癖の悪さから、夫婦仲が悪化し、依頼者は別居していました。夫からは早期の離婚を強く要求され、どうしたらいいかわからず相談に来ました。

## 解決結果

夫に対して、別居以降の生活費を求める調停を申立て、月額8万円の生活費が支払われるようになりました。

夫婦には子どもがおらず、依頼者は実家で生活していたため、これで安定した生活を送ることが可能となりました。夫の預貯金は500万円程度、依頼者の貯金はほぼ無いという状況でした。そして2回目の離婚調停で、400万円を一括で支払ってもらうという内容での離婚が成立しました。

## 担当弁護士からひとこと

生活費を求める調停（婚姻費用分担調停）をすぐに申し立てたことで、これまで支払われていなかった生活費をもらえるようになりました。依頼者としては急いで離婚しなくてもいいというスタンスをとることができたことで、早期の離婚を強く希望する夫から財産分与の相当額を上回る金員の提示を引き出すことができました。